和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画変更(案)の概要

地域計画の概要

- ○海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法第14 条に基づき、平成25年3月に策定 (平成29年11月一部改正)
- ○地域計画には、①海岸漂着物等の現状と課題、②海岸漂着物対策の基本方針、③海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(以下、「重点区域*」という。)及びその内容、④関係者の役割分担及び相互協力に関する事項、⑤海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項などを記載

変更の背景

- ○「海岸漂着物処理推進法」の一部改正(H30.6)
- ○「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進 するための基本的な方針」の変更(R1.5)
- ○「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」の完全施行(R2.10)
- ○海岸漂着物組成調査の実施(R2~)
- ○由良町及び白浜町から重点区域の追加要望(R5)

変更 (案)の概要

- ○漂流ごみ等の円滑な処理の推進
- ・海岸漂着物等の対象に漂流ごみ等を位置づけ
- ・漁業者等と協力体制を構築するなど漂流ごみ等の処理の推進を記載
- ○海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策
 - ・ワンウェイプラスチックのリデュースなど廃プラスチック類の排出抑制を記載
 - ・和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づく取組を記載
- ○海岸漂着物等の現況の更新
- ・県が実施する海岸漂着物組成調査の取組を記載
- ・海岸漂着物等の回収、処理及び発生抑制対策の現状について更新
- ○回収・処理対策の重点区域に由良町及び白浜町の 4海岸を追加
- ・衣奈海岸、白良浜、江津良海岸、臨海浦を追加
- ○その他現状に応じた時点修正等を実施
- ※重点区域(回収・処理対策):現行 53区域 → 変更後 57区域
 - 重点区域(回収・処理対策)の設定:自然的特性及び社会的特性等を踏まえ以下の①~⑤の評価項目で判断
 - ① 海水浴場に指定されている、② 良好な景観が観光資源となっている、③ ウミガメの産卵場所や、優れた自然環境の保全が特に必要と認められる、
 - ④ 海岸漂着物等が大量に発生し、地域住民等から頻繁に苦情が発生している、⑤ ①~④以外で市町が必要と認める場合